

平成二十年四月一日提出
質問第二四七号

国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

国土交通省所管の財団法人「公共用地補償機構」における職員旅行の費用に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第一五七号）を踏まえ、再質問する。

- 一 国土交通省所管の財団法人である「公共用地補償機構」の役員・管理職三十人が、二〇〇三年度から二〇〇七年度の職員旅行費の約半分にあたる千五十万円を同機構に返還することを明らかにしたと本年三月七日付の新聞が報道していたことを受け、同機構における職員旅行（以下、「職員旅行」という。）の、その費用額及び費用負担先等を国交省は把握しているかと前回質問主意書で問うたところ、「前回答弁書」では「国土交通省としては、平成十五年度から平成十九年度までの各年度における機構の職員旅行（以下「職員旅行」という。）の行き先、参加人数、費用総額及び費用総額のうち職員が負担した額について、機構から聴取して、把握しているところである。」との答弁がなされているが、現時点で国交省は「職員旅行」の費用額及び費用の負担先等についてどの程度把握するに至っているのか説明されたい。
- 二 「職員旅行」に参加する「公共用地補償機構」の職員の自己負担はほとんどなく、同機構の支出として行われていることについて、国交省は「前回答弁書」で「国土交通省から機構に対して、国民の目から見

て不快に思われることは、しっかりと受け止めて見直すべきであり、費用の大部分を機構が負担するような職員旅行の在り方について見直すよう伝えたところである。」と答弁しているが、国交省から「職員旅行」の在り方を見直す様伝えてから、同機構からはどの様な回答があったか。

三 「公共用地補償機構」の職員が二〇〇三年度から二〇〇七年度までの「職員旅行」の費用の約半額に当たる千五十万円を返還することについて、前回質問主意書でなぜ半額の返還なのか、全額を返還すべきではないのかと問うたが、「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。「公共用地補償機構」が国交省所管の、事業内容等に強く公共性を帯びた財団法人であり、また「前回答弁書」にある様にその収入の約七割が国民の税金を原資とする道路整備特別会計からの支出で構成されていることを鑑みても、「職員旅行」の在り方は極めて不適切であり、半額ではなく全額を返還させるべきであると考えますが、国交省の見解如何。

四 「公共用地補償機構」以外の国交省所管の法人で、「職員旅行」の様に国民の税金が不適切な形で使われている例が他にないか、国交省は把握しているか。また、その様な事例を把握すべく、国交省として何らかの調査を行っているか。

右質問する。